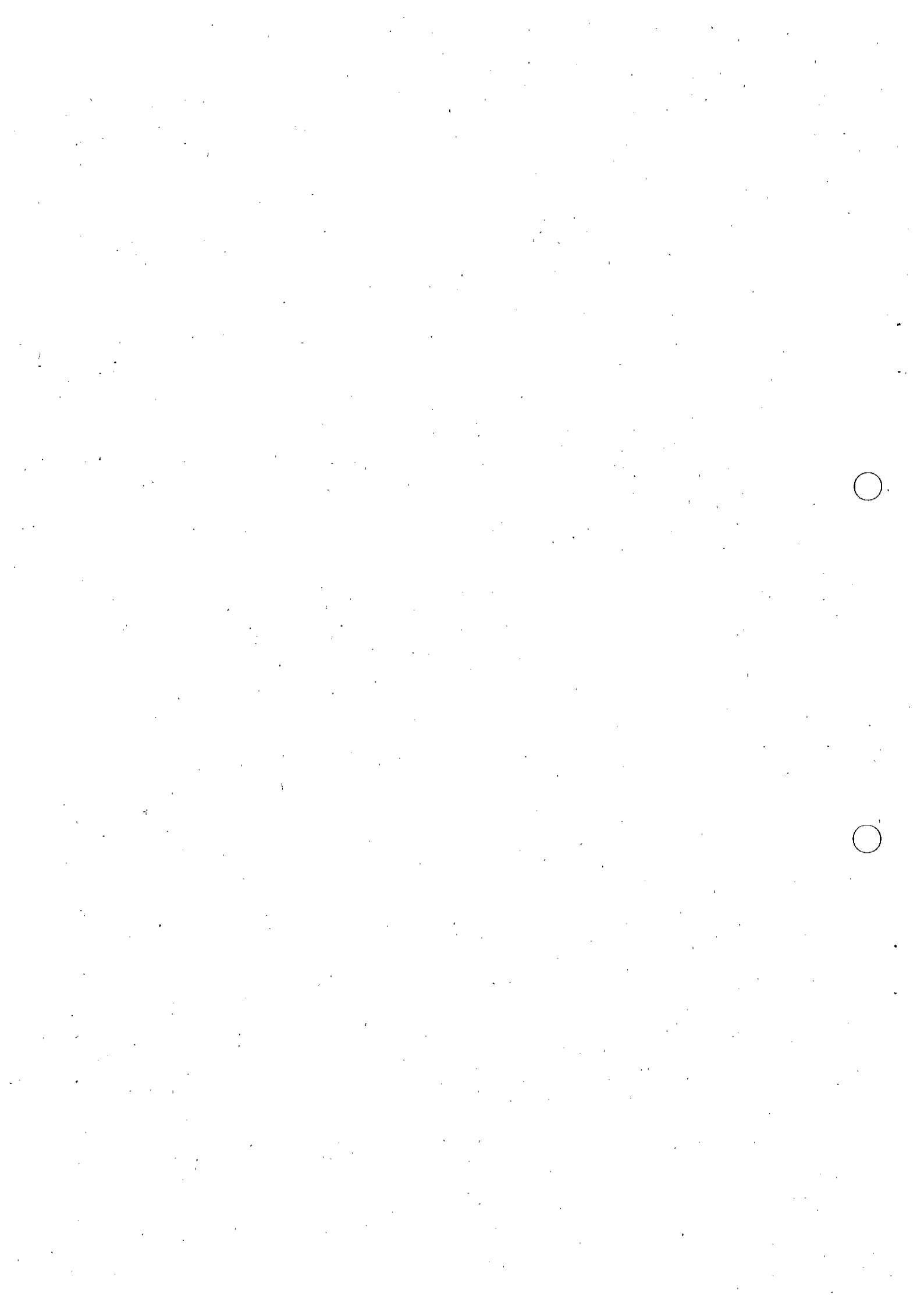


【關係資料】



(1) 沖縄県内の障害者福祉等の状況

① 障害者手帳の交付状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付数推移（年度末時点）

（単位：件、％）

身体障害者手帳

障害別	H 26			H 27			H 28		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
視覚障害	4,163	△ 74	-1.7%	4,194	31	0.7%	4,258	64	1.5%
聴覚・平衡機能障害	7,494	182	2.5%	7,713	219	2.9%	7,978	265	3.4%
音声・言語・そしゃく機能障害	842	24	2.9%	840	△ 2	-0.2%	856	16	1.9%
肢体不自由	29,426	28	0.1%	29,565	139	0.5%	30,147	582	2.0%
内部障害	26,197	780	3.1%	27,004	807	3.1%	28,533	1,529	5.7%
心臓機能障害	18,206	572	3.2%	18,769	563	3.1%	19,902	1,133	6.0%
じん臓機能障害	5,052	147	3.0%	5,192	140	2.8%	5,398	206	4.0%
呼吸器機能障害	998	△ 34	-3.3%	1,012	14	1.4%	1,023	11	1.1%
ぼうこう・直腸・小腸機能障害	1,568	47	3.1%	1,606	38	2.4%	1,735	129	8.0%
免疫機能障害	290	45	18.4%	328	38	13.1%	359	31	9.5%
肝臓機能障害	83	3	3.8%	97	14	16.9%	116	19	19.6%
等級不明等	24	1	4.3%	20	△ 4	-16.7%	0	△ 20	-100.0%
計 (A)	68,146	△ 3,891	-5.4%	69,336	1,190	1.7%	71,772	2,436	3.5%

※ 平成25年4月から那覇市の中核市移行に伴い身障手帳業務を県から移管したが、表はすべて那覇市分も含めて集計している。

※ 平成25年度においては、市町村調査に基づく死亡報告（過去未報告者）に基づく台帳整理により大幅減となっている。

療育手帳

級別	H 26			H 27			H 28		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
最重度・重度 (A 1、A 2)	4,568	159	3.6%	4,673	105	2.3%	4,824	151	3.2%
中度・軽度 (B 1、B 2)	9,649	464	5.1%	10,030	381	3.9%	10,525	495	4.9%
計 (B)	14,217	623	4.7%	14,703	486	3.4%	15,349	646	4.4%

精神障害者保健福祉手帳

級別	H 26			H 27			H 28		
	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率	交付数	増減数	増減率
1級	6,377	595	10.3%	7,071	694	10.9%	7,621	550	7.8%
2級	13,141	931	7.6%	13,881	740	5.6%	14,785	904	6.5%
3級	3,595	340	10.4%	3,953	358	10.0%	4,432	479	12.1%
計 (C)	23,113	3,788	19.6%	24,905	1,792	7.8%	26,838	1,933	7.8%
総計	105,476	520	0.5%	108,944	3,468	3.3%	113,959	5,015	4.6%

【出典】

身体・療育：福祉行政報告例

精神：沖縄県における精神保健福祉の現状（沖縄県保健医療部健康長寿課） ※H27・H28は地域保健課担当より提供

② 障害福祉サービスの利用者数・事業所数・サービス費の推移

障害者の増、対象者の拡大、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し、利用者及び事業所が増加している。

○障害福祉サービス年度毎利用者数推移

平成24年10月時点	H25年10月時点			H26年10月時点			H27年10月時点			H28年10月時点			過去3年平均増加率
	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	利用者数	増減数	増加率	
16,649	19,449	2,800	16.8%	21,808	2,359	12.1%	24,668	2,860	13.1%	26,468	1,800	7.3%	10.8%

○障害福祉サービス事業所数推移

H24年度末	H25年度末			H26年度末			H27年度末			H28年度末			過去3年平均増加率
	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	事業所数	増減数	増加率	
1,372	1,831	459	33.5%	2,071	240	13.1%	2,318	247	11.9%	2,471	153	6.6%	10.5%

※ただし、サービス毎にカウントしているため、多機能型(一つの事業所で複数のサービスを提供)はダブルカウントとなっている。

障害者の増、障害福祉サービス等に係る制度改正等により、障害福祉サービス等に係る需要が増大し利用者及び事業所も増加、サービス費も急激に増加している。

○障害福祉サービス費等の年度毎の推移（平成26年度から平成28年度）

事業の分類		H26年度	H27年度	H28年度（概定）	平均伸び率
I 障害福祉サービス費等合計①（小計①+②）		26,564,288,713	28,576,860,179	30,408,753,590	7.5%
		8.6%	7.6%	6.4%	
障害福祉サービス費	訪問系サービス	1,876,024,680	1,962,589,793	2,138,019,499	6.7%
	居宅介護	6.7%	4.6%	8.9%	
	同行支援	195,140,232	235,565,356	268,093,615	20.7%
	行動支援	81,720,231	91,100,823	100,328,832	3.5%
	重度訪問介護	1,041,955,640	1,186,240,368	1,248,873,871	8.0%
	重度障害者等包括支援	0	0	0	
	訪問系サービス小計①	3,194,840,783	3,475,496,340	3,755,315,817	7.8%
	訪問系サービスを除く介護給付費等	464,608,878	485,057,060	506,182,594	6.5%
	短期入所	10.6%	4.4%	4.4%	
	児童デイサービス	0	0	0	
	療養介護（医療を除く）	1,316,638,343	1,322,489,877	1,332,077,250	1.4%
	生活介護	8,375,263,494	8,814,398,038	9,266,089,803	5.4%
	共同生活介護（CH）	39,573,289	3,986,620	1,709,560	-79.0%
	施設入所支援	3,053,033,046	3,151,466,717	3,220,877,187	3.1%
	自立訓練（機能訓練）	72,359,024	80,503,425	75,085,518	12.0%
	自立訓練（生活訓練）	607,190,092	597,038,822	660,328,137	1.3%
	宿泊型自立訓練	186,066,882	120,665,135	119,855,318	-12.4%
	就労移行支援	1,313,451,700	1,261,458,709	1,246,735,488	-1.7%
	就労移行支援（養成施設）	966,941	1,066,690	959,172	-0.1%
	就労継続支援（A型）	1,638,037,739	2,145,920,838	2,470,927,269	27.0%
就労継続支援（B型）	5,123,167,436	5,672,159,872	6,191,124,236	11.5%	
共同生活援助（GH）	1,179,091,066	1,445,152,036	1,561,486,241	39.2%	
旧法施設支援	0	0	0		
訪問系サービスを除く介護給付費等小計②	23,369,447,930	25,101,363,839	26,653,437,773	7.5%	
8.9%	7.4%	6.2%			
II 相談支援給付費等合計 小計④		310,763,511	450,894,392	515,788,492	54.0%
		102.6%	45.1%	14.4%	
相談支援給付費等	地域相談支援給付費	4,917,230	1,371,720	1,155,290	-43.0%
	特別地域相談支援給付費	0	0	0	
	計画相談支援給付費	305,846,281	449,522,672	514,633,202	57.4%
110.8%	47.0%	14.5%			
III 障害児相談支援給付費合計 小計⑤		79,561,952	133,157,570	174,386,270	75.8%
		129.2%	67.4%	31.0%	
障害児相談支援給付費		79,561,952	133,157,570	174,386,270	75.8%
		129.2%	67.4%	31.0%	
特別障害児相談支援給付費		0	0	0	
IV 障害児通所給付費等合計 小計⑥		4,379,447,634	5,355,915,910	6,513,105,663	24.1%
		28.4%	22.3%	21.6%	
障害児通所給付費等	障害児通所給付費	4,364,242,974	5,336,937,961	6,510,680,512	24.3%
	特別障害児通所給付費	0	0	0	
	高額障害児通所給付費	2,366,653	2,980,490	2,425,151	4.7%
	肢体不自由児通所医療費	12,838,007	15,997,459	-100.0%	-29.3%
12.6%	24.6%	-100.0%			
V その他 給付費等合計 小計⑦		607,792,282	537,270,353	521,882,731	-4.3%
		1.6%	-11.6%	-2.9%	
その他給付費等	高額障害福祉サービス費	2,442,925	2,955,933	2,871,376	9.3%
	特定障害者特別給付費	599,252,240	534,284,420	498,612,175	-5.7%
	特別特定障害者特別給付費	6,097,117	30,000	20,399,180	24227.3%
	小計	607,792,282	537,270,353	521,882,731	
	サービス利用計画作成費	0	0	0	0.0%
	小計	0	0	0	
合計（I～V）		31,941,854,092	35,054,098,404	38,133,916,746	10.0%
前年度比		11.0%	10.0%	9.0%	10.0%

沖縄労働局発表
 平成29年12月13日(水)

担 当	沖縄労働局 職業安定部
	職業対策課長 天願 秀美
	障害者対策担当官 山城 あゆみ
	電話:098-868-3701 FAX:098-951-3507

平成29年 障害者実雇用率(民間企業)2.43%

雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新

～沖縄県内の障害者雇用状況報告の集計結果～

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率)以上の障害者を雇うことを義務づけており、沖縄労働局では、同法の規定に基づき、沖縄県内の障害者の雇用義務がある事業主等から、毎年6月1日時点の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

このほど、その集計結果を取りまとめましたので公表します。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業> (法定雇用率 2.0%)

- ・ 実雇用率は、2.43% (前年 2.34%) と前年より 0.09 ポイント上昇し過去最高を更新
- ・ 実雇用率 2.43%は、全国6位(前年7位)
- ・ 雇用障害者数は、3,976.0 人(前年 3,697.0 人)と前年より 7.5%増加となり、過去最高を更新
- ・ 対象企業 899 社中、法定雇用率達成企業は 554 社
- ・ 対象企業に占める法定雇用率達成割合は、61.6%(前年 60.4%)

<県の機関等>

- ・ 県の機関 (法定雇用率 2.3%) → 実雇用率は、2.81%(前年 2.64%)
- ・ 県教育委員会 (法定雇用率 2.2%) → 実雇用率は、2.26%(前年 2.20%)

1 民間企業における雇用状況 (法定雇用率 2.0%)

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率及び法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業 899 社(雇用率算定の対象となる 50 人以上規模の企業)に雇用されている障害者数は、3,976.0 人(前年 3,697.0 人)で前年より 279.0 人(7.5%)増加し、過去最高を更新した。身体障害者は 2,262.5 人(対前年比 66.0 人、3.0%増)、知的障害者は 1,230.0 人(対前年比 158.0 人、14.7%増)、精神障害者は 483.5 人(対前年比 55.0 人、12.8%増)と、いずれも前年より増加した。

- ・ 実雇用率は、2.43%（前年 2.34%）と前年より 0.09 ポイント上昇した。平成 29 年の全国平均の実雇用率は 1.97%であり、全国平均の実雇用率を 22 年連続で上回っている。
- ・ 法定雇用率達成企業数は、554 社（前年 533 社）と前年より 21 社増加した。
- ・ 雇用率達成企業割合は、61.6%（前年 60.4%）と前年より 1.2 ポイント上昇した。

(第 1 表)

○ 企業規模別の状況

- ・ 沖縄県の実雇用率 2.43%を上回ったのは、「300～500 人未満」の 2.86%、「500～1,000 人未満」の 2.94%であり、「50～100 人未満」「100～300 人未満」「1,000 人以上」については下回った。
- ・ 達成割合が高い企業規模は、「500～1,000 人未満」の 80.0%、「100～300 人未満」の 68.4%。
- ・ 達成割合が低い企業規模は、「50～100 人未満」の 54.1%となった。

(第 2 表)

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、前年に比べ雇用障害者数の増加幅が大きい業種は、「医療、福祉」が 1,149.0 人（前年 1,049.0 人）で 100.0 人増加、「卸売業、小売業」が 786.5 人（前年 721.0 人）で 65.5 人増加、「製造業」が 238.0 人（前年 206.5 人）で 31.5 人増加となった。
なお、「医療、福祉」及び「卸売業、小売業」の 2 業種で、全体の雇用障害者の 48.7%を占めている。
- ・ 法定雇用率を上回る業種は、「生活関連サービス業、娯楽業」4.59%、「複合サービス事業」3.11%、「医療、福祉」2.95%、「農、林、漁業」2.88%、「製造業」2.54%、「運輸業、郵便業」2.50%、「電気・ガス・熱供給・水道業」2.16%、「卸売業、小売業」2.14%、「金融業、保険業」2.14%、「サービス業」2.11%、「不動産業、物品賃貸業」2.09%の 11 業種となった。

(第 3 表)

2 公的機関における在職状況（法定雇用率 2.3%、教育委員会 2.2%）

障害者の雇用が義務づけられている公的機関は、県の機関が 6 機関、市町村の機関が 53 機関であった。

(1) 県の機関は、全ての機関で法定雇用率を達成した。

- ・ 県の 5 機関に在職している障害者の数は 156.5 人で、前年より 10.0 人増加した。
実雇用率は 2.81%（前年 2.64%）と前年より 0.17 ポイント上昇した。
- ・ 県教育委員会に在職している障害者の数は 221.5 人で、前年より 8.5 人増加した。
実雇用率は 2.26%（前年 2.20%）と前年より 0.06 ポイント上昇した。

(第 4 表)

(2) 市町村の機関

- ・ 市町村の機関に在職している障害者は 275.5 人で、前年より 16.0 人減少した。
実雇用率は 2.34%（前年 2.49%）と前年より 0.15 ポイント低下した。
- ・ 53 機関のうち、法定雇用率を達成した機関は 50 機関で、達成割合は 94.3%であった。

(第 5 表)

3 地方独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率 2.3%）

- ・ 地方独立行政法人等 4 法人に雇用されている障害者の数は 20.0 人で、前年より 1.0 人増加した。
実雇用率は 2.00%（前年 1.93%）と前年より 0.07 ポイント上昇した。
- ・ 4 法人のうち、法定雇用率を達成した法人は 3 法人で、達成割合は 75.0%であった。

(第 6 表)

第1表 民間企業における障害者の雇用状況(総括表) (法定雇用率 2.0%適用)

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③B+④E+⑤C	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100
			A 重度身体障害者	B 身体障害者 (重度以外)	C 重度身体障害者 (短時間)	D 重度以外 (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 知的障害者 (重度以外)	C 重度知的障害者 (短時間)	D 重度以外 (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	B 精神障害者	D 精神障害者 (短時間)	E 合計 A+B×0.5				
H29年計	899	163,869.5	621	777	158	171	2,262.5	195	631	59	300	1,230.0	319	329	483.5	3,976.0	2.43 %	554	61.6 %
H28年計	883	158,091.5	613	752	137	163	2,196.5	153	576	65	250	1,072.0	266	325	428.5	3,697.0	2.34 %	533	60.4 %

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数から除外率相当数(身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③④A欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ③④D欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ③④のA、B欄及び⑤のB欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、③④のC、D欄及び⑤のD欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

第2表 民間企業における規模別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③B+④E+⑤C	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100
			A 重度身体障害者	B 身体障害者 (重度以外)	C 重度身体障害者 (短時間)	D 重度以外 (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 知的障害者 (重度以外)	C 重度知的障害者 (短時間)	D 重度以外 (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	B 精神障害者	D 精神障害者 (短時間)	E 合計 A+B×0.5				
50~ 100人未満	405 (402)	28,400.0 (28,286.0)	93 (93)	111 (115)	33 (25)	33 (43)	345.5 (347.5)	45 (38)	94 (86)	12 (20)	57 (50)	224.5 (207.0)	44 (33)	104 (123)	96.0 (94.5)	667.0 (649.0)	2.35 % (2.29) %	219 (217)	54.1 % (54.0) %
100~ 300人未満	389 (374)	57,599.0 (54,891.5)	239 (224)	269 (267)	56 (54)	73 (54)	839.5 (786.0)	40 (25)	170 (143)	23 (20)	96 (63)	321.0 (244.5)	106 (83)	135 (113)	173.5 (139.5)	1,334.0 (1,170.0)	2.32 % (2.13) %	266 (238)	68.4 % (63.6) %
300~ 500人未満	55 (57)	18,418.5 (18,722.5)	65 (62)	99 (92)	16 (15)	24 (26)	257.0 (244.0)	42 (48)	102 (98)	10 (11)	44 (41)	218.0 (225.5)	40 (42)	24 (31)	52.0 (57.5)	527.0 (527.0)	2.86 % (2.81) %	32 (38)	58.2 % (66.7) %
500~ 1,000人未満	30 (34)	18,004.5 (20,275.0)	90 (104)	116 (128)	18 (16)	8 (17)	318.0 (360.5)	24 (22)	75 (75)	4 (6)	24 (27)	139.0 (138.5)	62 (59)	19 (32)	71.5 (75.0)	528.5 (574.0)	2.94 % (2.83) %	24 (28)	80.0 % (82.4) %
1,000人 以上	20 (16)	41,447.5 (35,916.5)	134 (130)	182 (160)	35 (27)	33 (23)	501.5 (458.5)	44 (20)	190 (174)	10 (8)	79 (69)	327.5 (256.5)	87 (49)	47 (26)	90.5 (62.0)	919.5 (777.0)	2.22 % (2.16) %	13 (12)	65.0 % (75.0) %
H29年計	899	163,869.5	621	777	158	171	2,262.5	195	631	59	300	1,230.0	319	329	483.5	3,976.0	2.43 %	554	61.6 %
H28年計	883	158,091.5	613	752	137	163	2,196.5	153	576	65	250	1,072.0	266	325	428.5	3,697.0	2.34 %	533	60.4 %

- 注1 第1表の注と同じ
- 2 ()内は、平成28年の数値である。

第3表 民間企業における産業別障害者の雇用状況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者数	③ 身体障害者の数					④ 知的障害者の数					⑤ 精神障害者の数			⑥ 障害者の数 ③B+④E+⑤C	⑦ 実雇用率 ⑥÷②×100	⑧ 法定雇用率達成企業の数	⑨ 達成割合 ⑧÷①×100
			A 重度身体障害者	B 身体障害者 (重度以外)	C 重度身体障害者 (短時間)	D 重度以外の身体障害者 (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	A 重度知的障害者	B 知的障害者 (重度以外)	C 重度知的障害者 (短時間)	D 重度以外の知的障害者 (短時間)	E 合計 A×2+B+C+D×0.5	B 精神障害者	D 精神障害者 (短時間)	E 合計 A+B×0.5				
	企業	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	%	企業	%
農、林、漁業	2 (3)	277.5 (291.5)	4 (4)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	8.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	8.0 (9.0)	2.88% (3.09%)	1 (1)	50.0% (33.3%)
鉱業・採石業・砂利採取業	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
建設業	49 (47)	4,815.0 (4,578.5)	21 (18)	22 (22)	2 (0)	0 (1)	66.0 (58.5)	0 (0)	6 (4)	0 (0)	0 (0)	6.0 (4.0)	5 (5)	0 (2)	5.0 (6.0)	77.0 (68.5)	1.60% (1.50%)	27 (23)	55.1% (48.9%)
製造業	68 (69)	9,368.0 (9,477.0)	38 (32)	32 (29)	4 (4)	6 (8)	115.0 (101.0)	22 (17)	51 (51)	0 (0)	14 (7)	102.0 (88.5)	19 (15)	4 (4)	21.0 (17.0)	238.0 (206.5)	2.54% (2.18%)	41 (44)	60.3% (63.8%)
電気・ガス・熱供給・水道業	2 (2)	1,804.5 (1,809.5)	18 (17)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	39.0 (37.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	39.0 (37.0)	2.16% (2.04%)	2 (2)	100.0% (100.0%)
情報通信業	57 (57)	8,438.0 (7,945.0)	32 (31)	28 (26)	8 (6)	0 (4)	100.0 (96.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1.0 (1.0)	32 (38)	2 (2)	33.0 (39.0)	134.0 (136.0)	1.59% (1.71%)	30 (28)	52.6% (49.1%)
運輸業、郵便業	64 (65)	9,461.5 (9,208.5)	40 (44)	91 (88)	7 (6)	11 (6)	183.5 (185.0)	3 (3)	22 (23)	0 (0)	3 (5)	29.5 (31.5)	19 (5)	10 (15)	24.0 (12.5)	237.0 (229.0)	2.50% (2.49%)	45 (45)	70.3% (69.2%)
卸売業、小売業	171 (169)	36,762.0 (34,398.5)	96 (99)	124 (133)	22 (24)	23 (22)	349.5 (366.0)	40 (20)	242 (211)	10 (8)	79 (78)	371.5 (298.0)	44 (39)	43 (36)	65.5 (57.0)	786.5 (721.0)	2.14% (2.10%)	108 (106)	63.2% (62.7%)
金融業・保険業	12 (13)	6,597.5 (6,391.5)	35 (32)	47 (47)	0 (0)	2 (1)	118.0 (111.5)	1 (1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	5.0 (5.0)	18 (12)	0 (0)	18.0 (12.0)	141.0 (128.5)	2.14% (2.01%)	8 (7)	66.7% (53.8%)
不動産業・物品賃貸業	22 (20)	2,463.5 (2,164.5)	8 (7)	13 (10)	1 (1)	0 (0)	30.0 (25.0)	3 (0)	10 (9)	0 (0)	3 (0)	17.5 (9.0)	3 (2)	2 (1)	4.0 (2.5)	51.5 (36.5)	2.09% (1.69%)	11 (8)	50.0% (40.0%)
学術研究、専門・技術サービス業	28 (26)	3,010.5 (2,885.0)	10 (10)	14 (15)	0 (0)	1 (2)	34.5 (36.0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)	1.5 (1.5)	12 (8)	4 (2)	14.0 (9.0)	50.0 (46.5)	1.66% (1.61%)	14 (13)	50.0% (50.0%)
宿泊業・飲食サービス業	69 (72)	11,951.0 (12,083.5)	34 (33)	36 (38)	4 (9)	9 (6)	112.5 (116.0)	9 (6)	37 (29)	6 (6)	19 (23)	70.5 (58.5)	16 (17)	8 (12)	20.0 (23.0)	203.0 (197.5)	1.70% (1.63%)	30 (37)	43.5% (51.4%)
生活関連サービス業、娯楽業	41 (44)	7,655.0 (8,049.5)	41 (41)	45 (42)	2 (4)	2 (5)	130.0 (130.5)	48 (53)	87 (87)	3 (1)	9 (6)	190.5 (197.0)	28 (19)	5 (9)	30.5 (23.5)	351.0 (351.0)	4.59% (4.36%)	26 (25)	63.4% (56.8%)
教育・学習支援業	14 (14)	1,440.0 (1,440.0)	6 (5)	7 (9)	0 (0)	2 (1)	20.0 (19.5)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	2 (1)	1 (1)	2.5 (1.5)	23.5 (21.0)	1.63% (1.46%)	10 (8)	71.4% (57.1%)
医療、福祉	200 (192)	38,985.5 (37,883.0)	169 (165)	195 (179)	87 (69)	90 (83)	665.0 (619.5)	46 (32)	93 (83)	32 (44)	128 (91)	281.0 (236.5)	87 (78)	232 (230)	203.0 (193.0)	1,149.0 (1,049.0)	2.95% (2.77%)	139 (134)	69.5% (69.8%)
複合サービス事業	4 (3)	4,742.5 (4,615.0)	13 (18)	25 (20)	1 (1)	2 (2)	53.0 (58.0)	19 (18)	40 (35)	1 (2)	13 (11)	85.5 (78.5)	8 (6)	2 (1)	9.0 (6.5)	147.5 (143.0)	3.11% (3.10%)	2 (3)	50.0% (100.0%)
サービス業	96 (87)	16,097.5 (14,871.0)	56 (57)	95 (91)	20 (12)	23 (22)	238.5 (228.0)	4 (3)	38 (39)	6 (4)	31 (28)	67.5 (63.0)	26 (21)	16 (10)	34.0 (26.0)	340.0 (317.0)	2.11% (2.13%)	60 (49)	62.5% (56.3%)
平成29年計	899	163,869.5	621	777	158	171	2,262.5	195	631	59	300	1,230.0	319	329	483.5	3,976.0	2.43%	554	61.6%
平成28年計	883	158,091.5	613	752	137	163	2,196.5	153	576	65	250	1,072.0	266	325	428.5	3,697.0	2.34%	533	60.4%

注 1 第1表の注と同じ
2 ()内は、平成28年

第4表 県機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%、教育委員会は2.2%適用)

機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
合計	15,351.0 (15,209.0)	378.0 (359.5)	2.46% (2.36%)	0.0 (0.0)
沖縄県 知事部局	4,047.0	108.5	2.68%	0.0
沖縄県 病院事業局	936.0	29.0	3.10%	0.0
沖縄県 企業局	239.5	9.0	3.76%	0.0
沖縄県 警察本部	301.0	9.0	2.99%	0.0
沖縄県 議会事務局	47.5	1.0	2.11%	0.0
小計	5,571.0 (5,543.5)	156.5 (146.5)	2.81% (2.64%)	0.0 (0.0)
沖縄県 教育委員会	9,780.0	221.5	2.26%	0.0
小計	9,780.0 (9,665.5)	221.5 (213.0)	2.26% (2.20%)	0.0 (0.0)

対象機関 6
うち達成 6
達成割合 100.0%

第5表 市町村機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%、教育委員会は2.2%適用)

機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
計	11,772.0 (11,719.0)	275.5 (291.5)	2.34% (2.49%)	6.5 (1.5)
那覇市	1,953.0	48.0	2.46%	0.0
宜野湾市	454.0	12.0	2.64%	0.0
石垣市	662.0	16.0	2.42%	0.0
浦添市	536.0	13.0	2.43%	0.0
名護市	360.0	9.0	2.50%	0.0
糸満市	295.0	7.0	2.37%	0.0
沖縄市	636.0	15.0	2.36%	0.0
豊見城市	247.0	3.0	1.21%	2.0
うるま市	520.0	12.0	2.31%	0.0
宮古島市	501.0	12.0	2.40%	0.0
南城市	196.0	4.0	2.04%	0.0
本部町	93.0	2.0	2.15%	0.0
金武町	102.0	3.0	2.94%	0.0
嘉手納町	125.0	2.0	1.60%	0.0
北谷町	208.0	4.5	2.16%	0.0
西原町・西原町教育委員会	219.0	6.0	2.74%	0.0
与那原町	134.0	0.0	0.00%	3.0
久米島町	151.0	6.0	3.97%	0.0
八重瀬町	169.5	3.0	1.77%	0.0
竹富町	114.0	2.0	1.75%	0.0
与那国町	56.0	1.0	1.79%	0.0
南風原町・南風原町教育委員会	253.5	5.0	1.97%	0.0
国頭村	133.0	1.5	1.13%	1.5
恩納村	117.0	2.0	1.71%	0.0
宜野座村	79.0	1.0	1.27%	0.0
伊江村	98.0	2.0	2.04%	0.0
読谷村	205.0	5.0	2.44%	0.0
北中城村	106.5	3.0	2.82%	0.0
中城村	97.0	3.0	3.09%	0.0
多良間村	75.0	1.0	1.33%	0.0
大宜味村	70.0	1.0	1.43%	0.0
座間味村	54.0	1.0	1.85%	0.0
南大東村	63.0	1.0	1.59%	0.0
伊平屋村	49.0	2.0	4.08%	0.0
今帰仁村	104.0	2.0	1.92%	0.0
伊是名村	125.0	2.0	1.60%	0.0
粟国村	85.0	2.0	2.35%	0.0
那覇市教育委員会	674.5	16.0	2.37%	0.0
宜野湾市教育委員会	120.0	5.0	4.17%	0.0
石垣市教育委員会	267.0	6.0	2.25%	0.0
浦添市教育委員会	116.0	4.0	3.45%	0.0
名護市教育委員会	87.0	2.0	2.30%	0.0
糸満市教育委員会	62.0	1.0	1.61%	0.0
沖縄市教育委員会	180.5	5.0	2.77%	0.0
うるま市教育委員会	159.0	5.0	3.14%	0.0
宮古島市教育委員会	98.0	4.0	4.08%	0.0
南城市教育委員会	53.0	2.0	3.77%	0.0
読谷村教育委員会	64.0	1.0	1.56%	0.0
北谷町教育委員会	83.0	1.5	1.81%	0.0
豊見城市教育委員会	52.0	1.0	1.92%	0.0
那覇市上下水道局	173.0	5.0	2.89%	0.0
沖縄市水道局	54.5	1.0	1.83%	0.0
沖縄県介護保険広域連合	83.0	1.0	1.20%	0.0

対象機関 53
うち達成 50
達成割合 94.3%

(第4・5表関係注釈)

- ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントしている。
- ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 記載のない市町村等は、「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」が43.5人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。
- 計欄の下段()内の数字は平成28年の数値である。

第6表 地方独立行政法人等における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%適用)

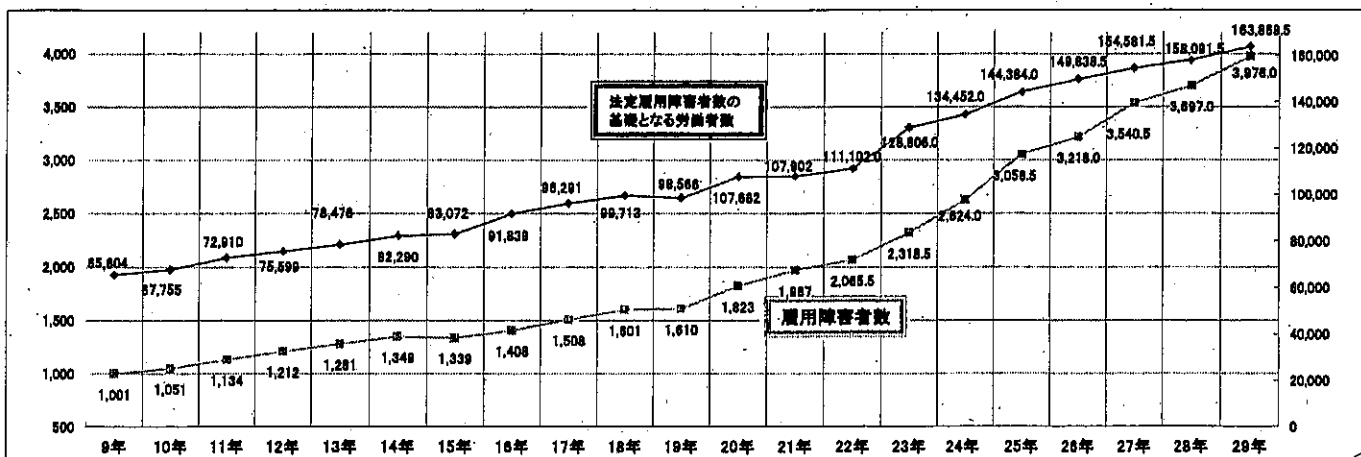
法人名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	対象機関 4 うち達成 3 達成割合 75.0%
計	998.0	20.0	2.00%	3.0	
(前年度)	(984.5)	19.0	(1.93%)	4.0	
沖縄県住宅供給公社	52.0	1.0	1.92%	0.0	
沖縄県土地開発公社	49.0	2.0	4.08%	0.0	
地方独立行政法人 那覇市立病院	755.5	14.0	1.85%	3.0	(注2)参照
公立大学法人 名城大学	141.5	3.0	2.12%	0.0	

注 1 「障害者の雇用の促進等に関する法律施行令」別表第二第一号～第八号に定める特殊法人(独立行政法人、国立大学法人、沖縄振興開発金融公庫、沖縄科学技術大学院大学学園等)については、厚生労働省にて発表。

2 地方独立行政法人 那覇市立病院は平成29年10月23日現在、障害者の数は19人、実雇用率は2.51%、不足数は0.0人となっている。

(1) 民間企業における雇用障害者の推移

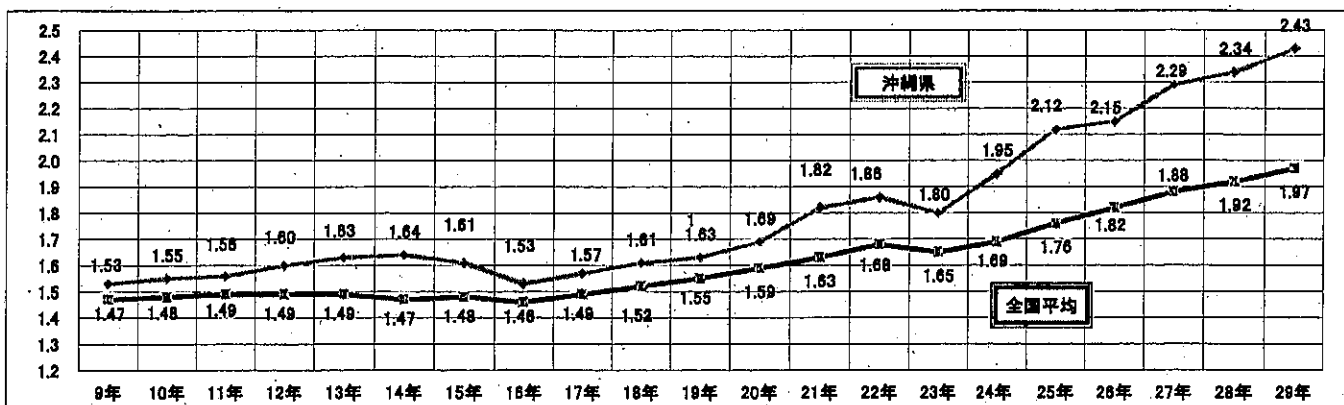
	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
雇用障害者数	1,001	1,051	1,134	1,212	1,281	1,349	1,339	1,408	1,508	1,601	1,610	1,823	1,967	2,065.5	2,318.5	2,624.0	3,056.5	3,218.0	3,540.5	3,697.0	3,976.0	
法定雇用障害者数の基礎となる労働者数	65,604	67,755	72,910	75,599	78,476	82,290	83,072	91,839	96,291	99,713	98,566	107,682	107,992	111,102.0	128,806.0	134,452.0	144,384.0	149,838.5	154,581.5	158,091.5	158,091.5	163,869.5



(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

(2) 民間企業における障害者実雇用率の推移

	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
全国	1.47	1.48	1.49	1.49	1.49	1.47	1.48	1.46	1.49	1.52	1.55	1.59	1.63	1.68	1.65	1.69	1.76	1.82	1.88	1.92	1.97
沖縄	1.53	1.55	1.56	1.60	1.63	1.64	1.61	1.53	1.57	1.61	1.63	1.69	1.82	1.86	1.80	1.95	2.12	2.15	2.29	2.34	2.43



<法定雇用率> 平成10年7月

1.6%

1.8%

平成25年4月

2.0%

(注) 平成22年7月に制度改正(短時間労働者の算入、除外率の引下げ等)があったため、平成23年以降と前年までの数値を単純に比較することは適当ではない。

【参考】

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.97	0.05	50.0	1.2	45,553	91,024
北海道	2.13	0.07	54.1	2.6	1,778	3,288
青森	2.06	0.08	57.1	2.9	503	881
岩手	2.16	0.09	57.5	1.2	540	939
宮城	1.94	0.06	53.2	3.2	742	1,396
秋田	1.98	0.08	61.0	3.2	415	680
山形	2.03	0.07	58.0	1.7	498	858
福島	1.95	0.05	55.7	2.1	739	1,326
茨城	1.97	0.07	55.9	2.0	792	1,417
栃木	1.98	0.08	60.1	2.8	665	1,106
群馬	1.96	0.06	57.5	1.1	793	1,378
埼玉	2.01	0.08	49.4	0.4	1,476	2,986
千葉	1.91	0.05	54.5	3.0	1,207	2,215
東京	1.88	0.04	34.1	0.9	6,454	18,901
神奈川	1.92	0.05	47.8	1.1	2,089	4,371
新潟	1.96	0.03	60.0	2.2	1,044	1,740
富山	1.97	0.01	58.5	1.0	567	969
石川	1.98	0.10	56.7	0.2	562	992
福井	2.40	0.09	58.6	1.8	382	652
山梨	1.95	0.03	57.7	1.4	326	565
長野	2.06	0.04	60.9	0.7	929	1,525
岐阜	2.02	0.07	58.4	1.7	839	1,437
静岡	1.97	0.07	52.9	1.5	1,407	2,658
愛知	1.89	0.04	48.6	1.4	2,808	5,779
三重	2.08	0.04	61.3	0.5	666	1,086
滋賀	2.13	0.04	60.7	1.9	479	789
京都	2.07	0.05	53.1	2.5	918	1,728
大阪	1.92	0.04	45.5	0.2	3,364	7,401
兵庫	2.03	0.06	52.7	0.8	1,663	3,157
奈良	2.62	0.02	63.2	2.8	361	571
和歌山	2.25	△0.16	62.1	△2.6	341	549
鳥取	2.16	0.05	59.7	0.6	255	427
島根	2.25	0.08	68.1	1.8	360	529
岡山	2.52	0.07	55.7	2.5	751	1,348
広島	2.05	0.06	50.2	2.0	1,079	2,150
山口	2.56	0.09	59.3	3.6	515	869
徳島	2.17	0.08	66.0	2.3	284	430
香川	1.96	0.05	57.7	△0.1	459	795
愛媛	1.97	0.10	54.2	2.5	506	933
高知	2.19	△0.01	60.9	△1.5	297	488
福岡	1.97	0.02	52.1	0.9	1,823	3,502
佐賀	2.54	0.11	72.6	△0.5	395	544
長崎	2.26	0.05	60.1	1.7	567	944
熊本	2.24	0.05	58.9	1.5	696	1,182
大分	2.44	△0.02	61.4	0.2	474	772
宮崎	2.30	△0.02	66.5	△0.4	489	735
鹿児島	2.22	0.06	61.7	0.2	702	1,137
沖縄	2.43	0.09	61.6	1.2	554	899

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | |
|--|---|-------------------------|------|--|------|
| ○ 民間企業 | <table border="0"> <tr> <td>一般の民間企業
(50人以上規模の企業)</td> <td>2.0%</td> </tr> <tr> <td>特殊法人等
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等)</td> <td>2.3%</td> </tr> </table> | 一般の民間企業
(50人以上規模の企業) | 2.0% | 特殊法人等
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) | 2.3% |
| 一般の民間企業
(50人以上規模の企業) | 2.0% | | | | |
| 特殊法人等
(労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等) | 2.3% | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | 2.3% | | | | |
| | (43.5人以上規模の機関) | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | 2.2% | | | | |
| | (45.5人以上規模の機関) | | | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

6 特別支援学校

(1) 学校数及び学級数 (表20、表21)

学校数は21校(本校19校、分校2校)で前年度より3校増加している。

学級数は631学級で、前年度より16学級増加している。

表20 学校数

区分	計
平成25年度	(1) 16
26	(2) 17
27	(2) 17
28	(2) 18
29	(2) 21

表21 部別学級数

区分	計	幼稚部	小学部	中学部	高等部
平成25年度	580	9	222	153	196
26	601	11	230	161	199
27	616	11	232	164	209
28	615	9	227	158	221
29	631	9	233	150	239

※ () は学校数のうち、分校の数。

(2) 在学者数 (表22)

在学者数は2,305人(男子1,488人、女子817人)で前年度より107人増加した。

内訳をみると、幼稚部は同数、小学部で31人増、中学部では9人減、高等部で85人増となっている。

表22 学年別在学者数

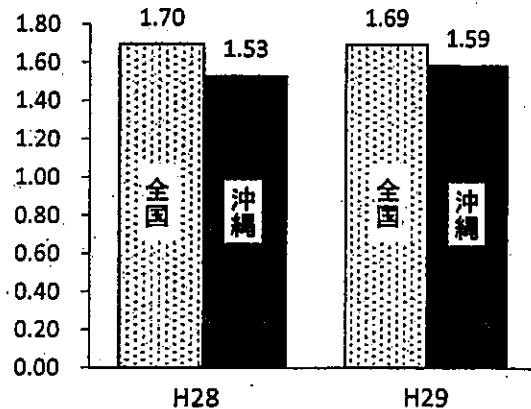
区分	計	幼稚部	小学部						中学部			高等部						
			計	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計	1年	2年	3年	専攻科
平成25年度	2,076	42	646	111	99	112	101	99	124	477	172	149	156	911	312	291	286	22
26	2,145	46	651	110	112	108	113	105	103	506	173	179	154	942	323	304	291	24
27	2,183	39	672	109	115	112	112	115	109	506	149	179	178	966	319	314	306	27
28	2,198	37	671	93	110	112	117	122	117	482	150	152	180	1008	361	313	313	21
29	2,305	37	702	128	95	114	120	124	121	473	160	158	155	1093	406	358	311	18

(3) 教員数 (図28)

本務教員数は、1,452人(男性575人、女性877人)で前年度より18人増加している。

1教員当たりの在学者数をみると、1.59人で全国と比較すると、0.1人少ない。

図28 1教員当たり在学者数(人)



小 学 校

表20 学級編制方式別児童数

区 分	計	単 式 学 級						複式学級		特 別 支 援 学 級								
		計	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	2 個 学 年	3 個 学 年	計	知的障 害	肢 体 不 自 由	病 弱 者	視 覚	聴 覚	言語 障害	自閉症 等
平成28年度	99,631	95,981	16,453	16,478	16,114	15,900	15,332	15,704	772	8	2,870	1,342	19	3	—	12	65	1,429
平成29年度	100,499	96,253	16,737	16,219	16,222	16,009	15,759	15,308	780	—	3,486	1,519	29	11	4	21	65	1,817
国 立	818	818	105	105	101	104	100	101	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私 立	1,233	1,233	228	208	232	212	190	163	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公 立	98,650	94,404	16,404	15,905	16,889	15,693	15,469	15,044	780	—	3,486	1,519	29	11	4	21	65	1,817
国 頭 村	277	233	37	33	41	35	39	48	38	—	6	3	—	—	—	—	—	3
大 宜 味 村	138	134	24	24	28	22	17	19	—	—	4	1	—	—	—	—	—	3
東 今 井 村	90	65	9	12	12	5	15	12	23	—	2	2	—	—	—	—	—	
今 井 村	585	564	90	96	88	94	90	106	—	—	21	17	1	—	—	—	—	3
本 部 町	769	727	137	121	129	116	112	112	27	—	15	8	—	—	—	1	—	6
名 野 市	4,281	4,057	726	683	685	654	654	655	50	—	174	71	—	—	2	2	—	99
宜 野 座 市	475	462	87	86	66	84	80	59	—	—	13	8	—	—	—	—	—	5
金 武 町	790	744	131	134	109	121	120	129	—	—	46	25	1	—	—	—	—	20
江 村	238	232	36	51	34	36	29	46	—	—	6	3	—	—	—	—	—	3
伊 平 屋 村	89	72	8	11	13	13	12	15	14	—	3	2	—	—	—	—	—	1
伊 是 名 村	78	77	13	18	9	9	15	13	—	—	1	1	—	—	—	—	—	—
国 頭 町 計	7,810	7,367	1,298	1,289	1,214	1,189	1,183	1,214	152	—	281	141	2	—	2	3	—	143
恩 納 村	643	599	92	112	99	92	99	105	18	—	25	23	—	—	—	—	—	3
う 志 主 市	8,398	8,067	1,363	1,323	1,342	1,407	1,313	1,319	11	—	320	156	1	3	—	—	18	142
読 谷 町	2,890	2,834	511	477	463	462	468	433	—	—	56	26	3	—	—	—	—	27
嘉 手 納 町	911	895	157	129	148	160	149	152	—	—	16	13	—	—	—	—	—	3
沖 繩 市	9,797	9,378	1,539	1,576	1,612	1,562	1,547	1,542	—	—	419	156	2	4	—	2	9	246
北 谷 町	2,132	2,073	372	331	362	352	320	336	—	—	59	26	—	—	—	2	—	31
宜 野 湾 市	6,439	6,129	1,085	1,046	1,026	1,014	1,068	950	—	—	310	132	—	—	—	1	6	171
北 中 城 村	1,102	1,070	184	162	166	184	190	184	—	—	32	12	—	—	—	—	—	20
中 城 村	1,264	1,233	238	177	216	206	206	190	—	—	31	11	—	—	—	—	—	20
西 原 町	2,297	2,212	389	366	359	379	343	376	—	—	85	31	1	1	—	—	2	50
中 原 町 計	35,873	34,490	5,930	5,699	5,793	5,838	5,643	5,587	29	—	1,354	588	7	8	—	5	35	713
浦 添 市	8,025	7,734	1,269	1,291	1,321	1,267	1,391	1,195	—	—	291	93	2	1	—	4	1	190
那 覇 市	19,869	19,120	3,271	3,255	3,141	3,141	3,162	3,150	—	—	749	336	3	—	2	4	2	402
久 米 町	481	440	82	81	74	65	60	78	25	—	16	11	2	—	—	—	—	3
南 大 東 村	97	92	20	13	11	22	12	14	—	—	5	4	—	—	—	—	—	1
北 大 東 村	34	11	4	7	—	—	—	—	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—
那 覇 町 計	28,506	27,397	4,646	4,647	4,547	4,495	4,625	4,437	48	—	1,081	444	7	1	2	8	3	596
豊 見 市	5,032	4,881	887	808	847	817	781	741	—	—	151	66	2	1	—	—	15	67
糸 満 市	4,328	4,187	747	698	701	719	674	648	—	—	141	71	1	—	—	4	2	63
南 与 那 原 町	2,988	2,878	481	511	486	494	486	420	11	—	99	41	2	—	—	—	—	56
南 風 原 町	1,421	1,343	235	214	229	237	224	204	—	—	78	32	3	—	—	—	—	43
八 重 瀬 町	2,965	2,865	518	480	489	458	482	438	—	—	100	32	2	1	—	—	10	55
渡 嘉 敷 村	2,187	2,140	409	397	384	316	329	305	—	—	47	19	—	—	—	—	—	28
座 間 味 村	57	10	6	4	—	—	—	—	46	—	1	—	1	—	—	—	—	—
栗 原 町	62	17	7	9	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
渡 名 喜 村	30	11	6	5	—	—	—	—	18	—	1	—	—	—	—	—	—	1
鳥 尻 町 計	19,086	18,332	3,296	3,125	3,138	3,041	2,977	2,756	136	—	618	261	11	2	—	4	27	313
宮 古 島 市	3,425	3,242	580	542	570	536	499	515	105	—	78	37	2	—	—	1	—	38
多 良 間 村	67	67	12	11	16	7	9	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮 古 町 計	3,492	3,309	592	553	586	543	508	527	105	—	78	37	2	—	—	1	—	38
石 垣 市	3,475	3,259	571	550	577	555	504	502	160	—	56	46	—	—	—	—	—	10
竹 富 町	285	157	41	43	21	24	16	12	120	—	8	4	—	—	—	—	—	4
与 那 国 町	123	93	30	18	15	8	13	9	30	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八 重 山 町 計	3,883	3,509	642	611	613	587	533	523	310	—	64	50	—	—	—	—	—	14

中学校

表35 学級編制方式別生徒数

区 分	計	単 式 学 級			複 式 学 級			特 別 支 援 学 級							
		計	1学年	2学年	3学年	計	2個学年	3個学年	計	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	難聴	言語障害	自閉症・情緒
平成28年度	49,459	48,342	15,794	16,018	16,530	105	105	—	1,012	598	9	1	6	8	390
平成29年度	48,752	47,501	15,771	15,720	16,010	74	74	—	1,177	654	6	12	5	12	488
国立	476	476	160	159	157	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
私立	2,214	2,214	750	752	712	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
公立	46,062	44,811	14,861	14,809	15,141	74	74	—	1,177	654	6	12	5	12	488
国頭村	133	128	45	43	40	—	—	—	5	4	—	—	—	—	1
大宜味村	76	75	27	30	18	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
東今仁村	48	47	16	12	19	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
本部町	305	298	95	99	104	—	—	—	7	3	—	—	—	—	4
本名護市	373	365	122	121	122	—	—	—	8	6	—	—	—	—	2
宜野座市	1,946	1,844	607	601	636	—	—	—	102	43	—	3	1	—	55
野座村	224	219	84	56	79	—	—	—	5	3	—	—	—	—	2
金武町	355	339	116	108	115	—	—	—	16	10	—	—	—	—	6
伊江村	125	123	38	42	43	—	—	—	2	1	—	—	—	—	1
伊平屋村	47	43	18	12	13	2	2	—	2	2	—	—	—	—	—
伊是名村	36	34	9	8	17	—	—	—	2	1	—	—	—	—	1
国頭計	3,668	3,515	1,177	1,132	1,206	2	2	—	161	75	—	3	1	—	72
恩納村	308	296	96	89	111	—	—	—	12	10	—	—	—	—	2
読谷村	4,244	4,139	1,349	1,383	1,407	7	7	—	98	49	5	7	—	2	35
読谷町	1,437	1,420	477	467	476	—	—	—	17	11	—	—	—	—	6
手納町	464	458	148	154	156	—	—	—	6	5	—	—	—	—	1
嘉手納市	5,008	4,899	1,619	1,641	1,639	—	—	—	109	61	—	—	—	1	47
北谷町	1,009	987	310	315	362	—	—	—	22	14	—	—	1	—	7
宜野湾市	2,868	2,776	910	937	929	—	—	—	92	54	—	—	—	—	38
北中城村	540	523	173	185	165	—	—	—	17	9	—	—	—	—	8
西原町	438	427	140	143	144	—	—	—	11	7	—	—	—	—	4
中頭計	1,113	1,094	345	375	374	—	—	—	19	12	—	—	—	1	6
清那那市	3,750	3,655	1,148	1,223	1,284	—	—	—	95	37	—	—	—	—	58
那覇市	9,029	8,762	2,943	2,866	2,953	—	—	—	267	152	—	2	1	2	110
南大東村	223	210	70	72	68	—	—	—	13	13	—	—	—	—	—
北大東村	36	35	10	11	14	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
那覇計	13,057	12,681	4,179	4,177	4,325	—	—	—	376	203	—	2	1	2	168
豊見城市	2,141	2,088	704	703	681	—	—	—	53	23	—	—	—	6	24
糸満市	1,999	1,951	643	638	670	—	—	—	48	28	—	—	—	—	20
南風原町	1,363	1,324	464	411	449	8	8	—	31	20	—	—	1	—	10
与那原町	597	591	204	201	186	—	—	—	6	4	—	—	—	—	2
南風原町	1,369	1,349	468	470	411	—	—	—	20	13	—	—	—	—	7
八重瀬町	980	960	313	327	320	—	—	—	20	12	—	—	—	—	8
渡嘉敷村	20	20	5	9	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
座間味村	24	17	1	8	8	6	6	—	1	1	—	—	—	—	—
粟国村	27	25	5	10	10	—	—	—	2	2	—	—	—	—	—
渡名喜村	7	4	—	—	4	3	3	—	—	—	—	—	—	—	—
島尻計	8,527	8,329	2,807	2,777	2,745	17	17	—	181	103	—	—	1	6	71
宮古島市	1,642	1,596	541	502	553	7	7	—	39	20	1	—	1	—	17
多良間村	52	52	12	12	28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宮古計	1,694	1,648	553	514	581	7	7	—	39	20	1	—	1	—	17
石垣市	1,538	1,492	534	481	477	20	20	—	26	21	—	—	—	—	5
竹富町	104	90	30	28	32	13	13	—	1	—	—	—	—	—	1
与那国町	45	37	14	11	12	8	8	—	—	—	—	—	—	—	—
八重山計	1,687	1,619	578	520	521	41	41	—	27	21	—	—	—	—	6

表96 卒業者数別卒業生状況 (高等部)

区分	卒業生総数		進学者総数				A 大学等進学者							B		C		D		E		F		左記のほかに社会福祉施設等へ入学した者(再入校)		卒業生に占める大学等進学者の割合(%)						
	計	男女	計	男女	計	男女	計	男女	特別支援学校高等部(専攻科)	高等学校(専攻科)	大学・短期大学(別科)	大学・短期大学(別科)	大学の課程及び放送大学	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者	専修学校等入学者							
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男		女					
平成28年3月	303	184	119	4	3	4	3	1	2	3	1	51	27	125	86	116	71	2.3	25.7	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
平成29年3月	312	194	128	2	1	1	1	1	2	3	63	38	118	84	118	78	0.6	32.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
那覇市	5	1	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市野	9	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	58	33	25	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	19	14	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	17	11	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	55	36	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	75	47	28	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	10	5	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
市	18	7	11	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	3	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	40	21	19	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
町	312	184	128	2	1	1	1	1	2	3	63	38	118	84	118	78	0.6	32.4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
町	5	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
町	6	1	5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	264	163	101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
町	31	12	19	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
町	6	4	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

○気になる子の有所見率について

◆ 1歳6か月児

単位：人、%

年度	事項	精神発達(証)人数 (発達が気になる1歳6か月児の数)	1歳6か月児 受診者数	1歳6か月児 有所見率
H24		914	15,146	6.0
H25		824	14,706	5.6
H26		827	14,384	5.7
H27		725	14,181	5.1
H28		686	14,388	4.8

※ 有所見率(%) = 精神発達(証) / 受診児全数 × 100

※23年度から系満市の有所見者の計上方法が変更となっているため、有所見率に影響があります。

◆ 3歳児

単位：人、%

年度	事項	精神発達 人数	言語発達遅滞 人数	合計数(延べ) (発達が気になる3歳児の数)	3歳児 受診者数	3歳児 有所見率
H24		418	343	761	14,225	5.3
H25		495	372	867	14,613	5.9
H26		452	374	826	14,401	5.7
H27		435	377	812	14,354	5.7
H28		474	389	863	14,731	5.9

※ 有所見率(%) = (精神発達(証) + 言語発達遅滞(証)) / 受診児全数 × 100

※言語発達遅滞は、診察所見内訳の言語の内、言語発達のことをいう。(参考：乳幼児健康診査報告書：平成28年版 p.71より)

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定 における主な改定内容

平成30年2月5日

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定における主な改定内容

- 障害者の重度化・高齢化への対応、医療的ケア児への支援や就労支援サービスの質の向上などの課題に対応
- 改正障害者総合支援法等（H28.5成立）により創設された新サービスの報酬・基準を設定
- 平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率：+0.47%

障害者の重度化・高齢化を踏まえた、 地域移行・地域生活の支援

1. 重度の障害者への支援を可能とするグループホームの新たな類型を創設
2. 一人暮らしの障害者の理解力、生活力等を補うための支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「自立生活援助」の報酬を設定
3. 地域生活支援拠点等の機能強化
4. 共生型サービスの基準・報酬の設定

医療的ケア児への対応等

1. 人工呼吸器等の使用や、たん吸引などの医療的ケアが必要な障害児が、必要な支援を受けられるよう、看護職員の配置を評価する加算を創設
2. 障害児の通所サービスについて、利用者の状態や事業所のサービス提供時間に応じた評価を行う
3. 障害児の居宅を訪問して発達支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「居宅訪問型児童発達支援」の報酬を設定

精神障害者の地域移行の推進

1. 長期に入院する精神障害者の地域移行を進めるため、グループホームでの受入れに係る加算を創設
2. 地域移行支援における地域移行実績等の評価
3. 医療観察法対象者等の受入れの促進

就労系のサービスにおける工賃・賃金の向上、 一般就労への移行促進

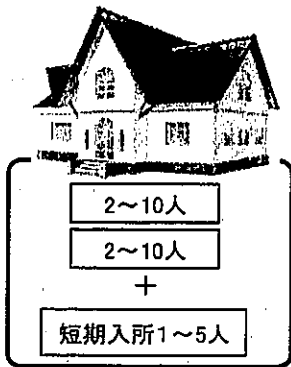
1. 一般就労への定着実績等に応じた報酬体系とする
2. 一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う新サービス（前回の法改正に伴うもの）、「就労定着支援」の報酬を設定

障害福祉サービスの持続可能性の確保

1. 計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価
2. 送迎加算の見直し

- 障害者の重度化・高齢化に対応できる共同生活援助の新たな類型として、「日中サービス支援型共同生活援助」（以下「日中サービス支援型」という。）を創設。
- 日中サービス支援型の報酬については、重度の障害者等に対して常時の支援体制を確保することを基本とする。なお、利用者が他の日中活動サービスを利用することを妨げることがないような仕組みとする。
- 従来共同生活援助よりも手厚い世話人の配置とするため、最低基準の5：1をベースに、4：1及び3：1の基本報酬を設定。

○ 日中サービス支援型共同生活援助（1日につき）	
・ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費（I）	
※ 世話人の配置が3:1の場合	
(1) 区分6	1,098単位
：	：
：	：
※ このほか、看護職員を配置した場合の加算を創設する。	



- 住まいの場であるグループホームの特性（生活単位であるユニットの定員等）は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障害者への支援を可能とするため、1つの建物への入居を20名まで認めた新たなタイプのグループホーム。
- 地域における重度障害者の緊急一時的な宿泊の場を提供するため、短期入所の併設を必置とする。

「自立生活援助」の報酬の設定【新サービス】

- 平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設（「自立生活援助」）。

対象者

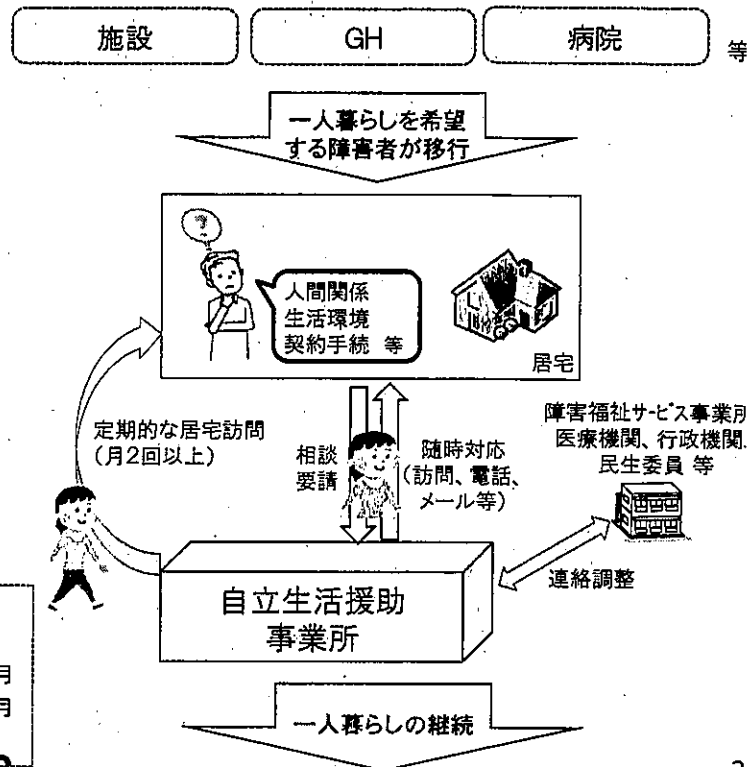
障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者等

支援内容

- 定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、
 - ・ 食事、洗濯、掃除などに課題はないか
 - ・ 公共料金や家賃に滞納はないか
 - ・ 体調に変化はないか、通院しているか
 - ・ 地域住民との関係は良好か
 などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う。
- 定期的な訪問だけでなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。
- 標準利用期間は1年（市町村判断で延長可能）

基本報酬

- 自立生活援助サービス費（退所等から1年以内の利用者）※
- ① 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30未満 1,547単位/月
 - ② 利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が30以上 1,083単位/月
- ※ このほか、退所等から1年を超える利用者の基本報酬も設定



地域生活支援拠点等の機能強化

資料①

○ 地域生活支援拠点等は、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するもの。

○ 第5期障害福祉計画（平成30年度～32年度）では、平成32年度末までに「各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1カ所の整備」を基本。

※参考：平成29年9月時点における整備状況 42市町村、11圏域
平成29年度末までに整備予定 117市町村、43圏域
(全国：1,718市町村、352 圏域)

【相談機能の強化】

○ 特定相談支援事業所等にコーディネーターの役割を担う相談支援専門員を配置し、連携する短期入所への緊急時の受入れの対応を評価。
・ 地域生活支援拠点等相談強化加算 700単位/回（月4回を限度）等

【緊急時の受入れ・対応の機能の強化】

○ 緊急の受入れ・対応を重点的に評価するために、緊急短期入所受入加算の算定要件を見直し。
・ 緊急短期入所受入加算（I） 120単位/日 → 180単位/日（利用開始日から7日間を限度）等

【体験の機会・場の機能の強化】

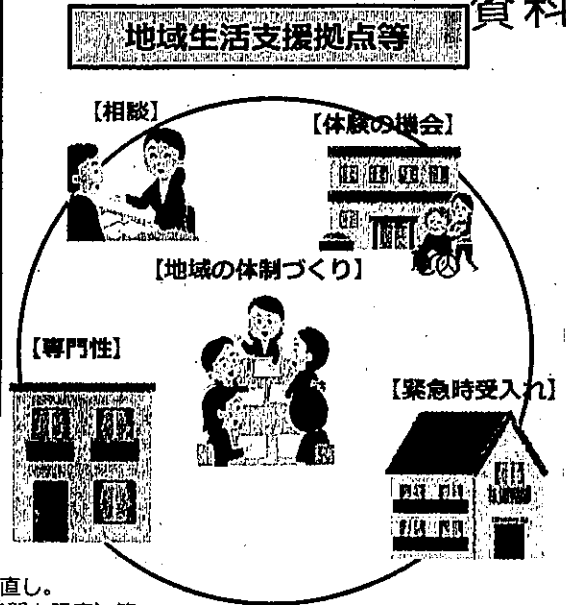
○ 日中活動系サービスの体験利用支援加算を引上げ。
・ 体験利用支援加算 300単位/日 → 500単位/日（初日から5日目まで）
+50単位/日 ※ 地域生活支援拠点等の場合 等

【専門的人材の確保・養成の機能の強化】

○ 生活介護に重度障害者支援加算を創設。
・ 重度障害者支援加算 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者の配置 7単位/日（体制加算） 等

【地域の体制づくりの機能の強化】

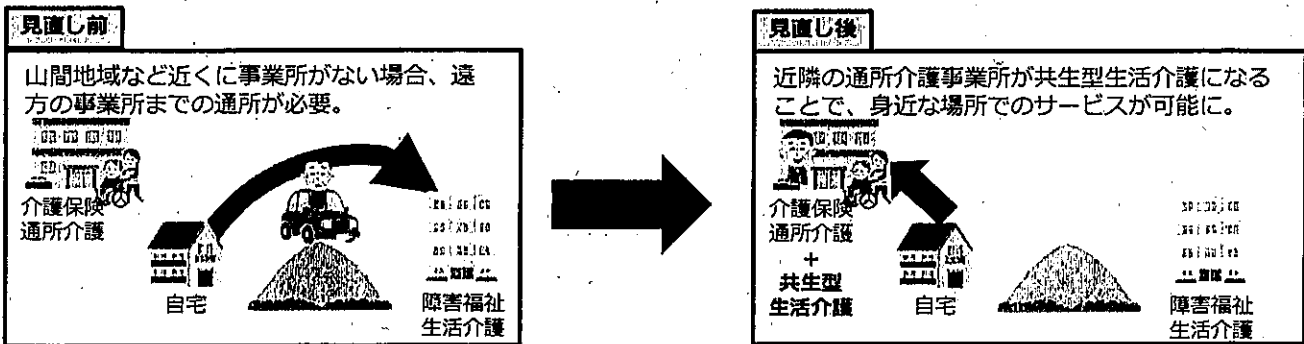
○ 支援困難事例等の課題検討を通じ、地域課題の明確化と情報共有等を行い、共同で対応していることを評価。
・ 地域体制強化共同支援加算 2,000単位/月（月1回限度）



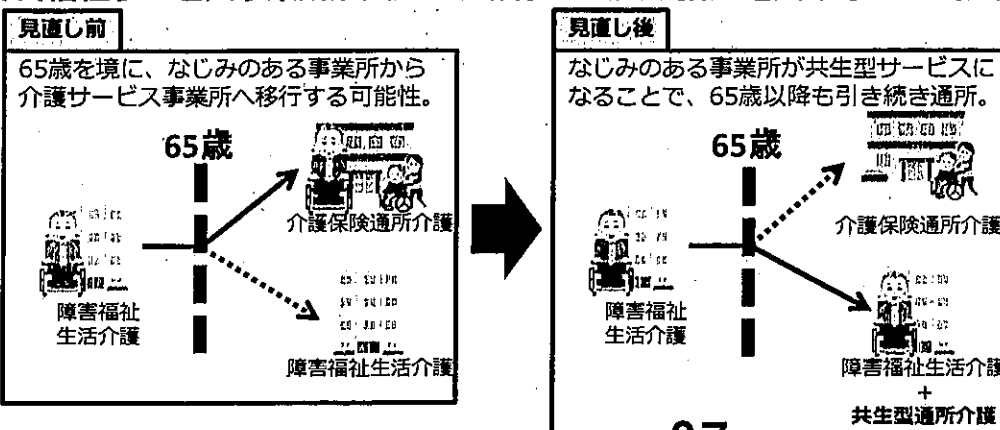
共生型サービスの基準・報酬の設定

○ 介護保険サービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に障害福祉（共生型）の指定を受けられるよう、障害福祉の居宅介護、生活介護、短期入所等の指定を受ける場合の基準の特例を設ける。

○ 介護サービス事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受ける場合（障害報酬）



○ 障害福祉サービス事業所が共生型介護サービスの指定を受ける場合（介護報酬）



【障害福祉サービス等報酬の例】





- 介護保険の通所介護事業所が、障害者への生活介護を行う場合 694単位
- 共生型生活介護事業所等について、サービス管理責任者等を配置し、かつ、地域交流の場の提供等の実施を評価。

【例】

- ・ サービス管理責任者配置等加算（新設） 58単位
- ・ 共生型サービス体制強化加算（新設）
 - ① 児童発達支援管理責任者を配置 103単位
 - ② 保育士又は児童指導員を配置 78単位 等

医療的ケア児者に対する支援の充実

資料①

<p>【障害児向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 児童発達支援 ➢ 放課後等デイサービス ➢ 福祉型障害児入所施設 ➢ 居宅訪問型児童発達支援【新サービス】 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 看護職員加配加算の創設 一定の基準を満たす医療的ケア児を受け入れるために看護職員を加配している場合に、新たな加算として評価する。 ➢ 医療連携体制加算の拡充（通所支援のみ） 医療的ケア児の支援のため、外部の看護職員が事業所を訪問して障害児に対して長時間の支援を行った場合等について、新たに評価する。 ➢ 居宅訪問型児童発達支援の創設【新サービス】 医療的ケア児等であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行う。 ➢ 送迎加算の拡充 送迎において喀痰吸引等の医療的ケアが必要な場合があることを踏まえ、手厚い人員配置体制で送迎を行う場合を評価する。
<p>【夜間対応・レスパイト等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 短期入所 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 福祉型強化短期入所サービス費の創設 医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、短期入所の新たな報酬区分として「福祉型強化短期入所サービス費」を創設し、看護職員を常勤で1人以上配置すること等を評価する。
<p>【障害者向けサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生活介護 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 常勤看護職員等配置加算の拡充 医療的ケア者を受け入れるために看護職員を2名以上配置している場合を評価する。
<p>【支援の総合調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 計画相談支援 ➢ 障害児相談支援 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 要医療児者支援体制加算の創設 医療的ケアを必要とする児者等、より高い専門性が求められる利用者を支援する体制を有している場合を評価する。 ➢ 医療・保育・教育機関等連携加算の創設 医療機関、保育機関等と必要な協議等を行った上で、サービス等利用計画を作成した場合に、新たな加算として評価する。

「居宅訪問型児童発達支援」の報酬の設定

○ 障害児支援については、一般的には複数の児童が集まる通所による支援が成長にとって望ましいと考えられるため、これまで通所支援の充実を図ってきたが、現状では、重度の障害等のために外出が著しく困難な障害児に発達支援を受ける機会が提供されていない。

○ このため、重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に発達支援が提供できるよう、障害児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスを新たに創設する（「居宅訪問型児童発達支援」）。

対象者

○ 重症心身障害児などの重度の障害児等であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障害児

支援内容

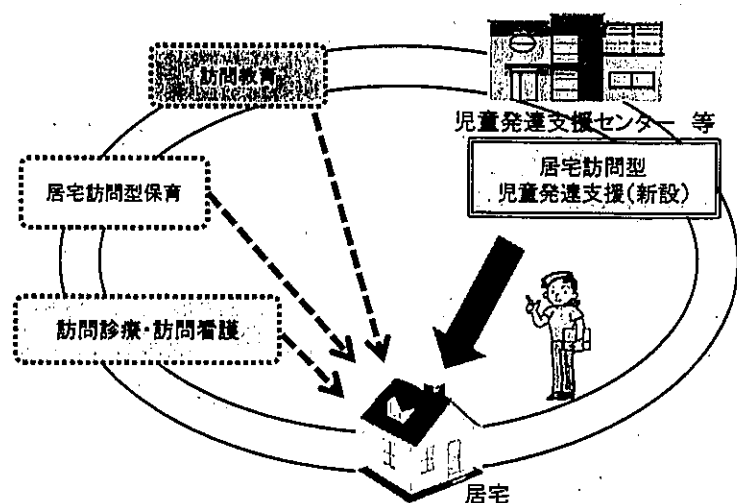
○ 障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を実施

【具体的な支援内容の例】

- ・手先の感覚と脳の認識のずれを埋めるための活動
- ・絵カードや写真を利用した言葉の理解のための活動

基本報酬

居宅訪問型児童発達支援給付費(1日につき) 988単位



・在宅の障害児の発達支援の機会の確保
・訪問支援から通所支援への社会生活の移行を推進

利用者の状態や提供時間に応じた放課後等デイサービスの報酬の見直し

1. 基本報酬の見直し

- 現在一律の単価設定となっている放課後等デイサービスの基本報酬について、障害児の状態像を助案した指標を設定し、報酬区分を設定する。
- また、1日のサービス提供時間が短い事業所について、人件費等のコストを踏まえ、短時間報酬を設定する。
- この他、経営実調における放課後等デイサービスの収支差率（10.9%）を踏まえ、基本報酬について一定の適正化を図る。

【現行の基本報酬の例】

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 473単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※678単位）
- (2) 休業日に行う場合
・利用定員が10人以下の場合 611単位（児童発達支援管理責任者専任加算計上後※816単位）

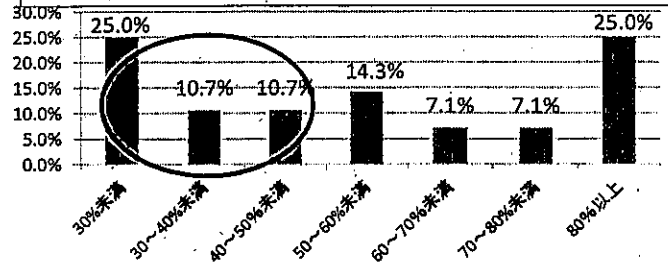
【見直し後の基本報酬の例】

- (1) 授業の終了後に行う場合
・利用定員が10人以下の場合
- (2) 休業日に行う場合
・利用定員が10人以下の場合

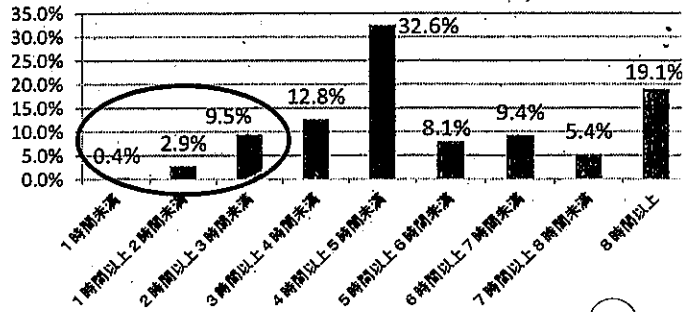
	指標該当	それ以外
通常時間	656単位	609単位
	短時間	645単位
区分	787単位	726単位

※児童発達支援管理責任者専任加算は報酬改定に伴い改定後の基本報酬に相込み

各事業所で中重度の障害児が利用者に占める割合



各事業所における1日のサービス提供時間(平日)



2. 加算の充実

- 指導員加配加算の拡充：一定の条件を満たす場合、児童指導員等の加配2名分まで報酬上評価。 155単位/日×2名分
- 関係機関連携加算の拡充：学校と連携して個別支援計画の作成等を行った場合の評価を拡充。 1年に1回 → 1月に1回
- 保育・教育等移行支援加算の創設：子ども子育て施策等への移行支援を行った場合に評価する。 500単位/回 等

精神障害者の地域移行の推進

- 長期に入院する精神障害者等の地域移行を進めていくため、地域生活支援拠点等の整備を促進し、その機能の充実・強化を更に進めるとともに、生活の場であるグループホームを確保し、地域相談支援等の既存サービスや新たに創設された自立生活援助の活用により、関係機関・関係者による連携や、サービスを複合的に提供できる体制を強化する。

グループホームにおける精神障害者の支援の評価

精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施することを評価。

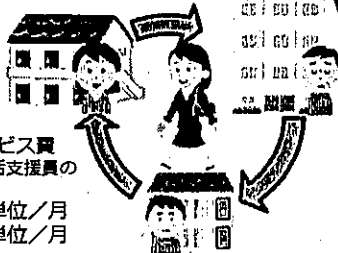


精神障害者地域移行特別加算 300単位/日
(退院から1年以内)

※ 加えて、日中サービス支援型共同生活援助(再掲)において、重度・高齢の精神障害者に対する支援を実施。

自立生活援助による訪問支援【再掲】

一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を捕う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う。



自立生活援助サービス費
利用者数を地域生活支援員の人数で除した数が
30未満 1,547単位/月
30以上 1,083単位/月

地域移行支援における地域移行実績等の評価

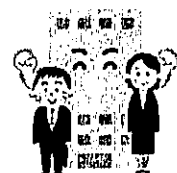
精神科病院等からの地域移行を促進するため、移行実績や専門職の配置、病院等との緊密な連携を評価した新たな基本報酬を設定。



(新) 地域移行支援サービス費 (I) 3,044単位/月

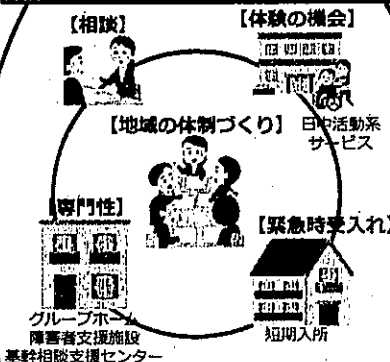
医療観察法対象者の受入れ促進

医療観察法対象者や刑務所出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において、精神保健福祉士等の配置や、訪問により支援を実施していることを評価。



社会生活支援特別加算 480単位/日

地域生活支援拠点等【再掲】 による地域全体で支える 提供体制の構築



相談の機能、緊急時の受け入れ・対応の機能、体験の機会・場の機能、専門的人材の確保・養成の機能、地域の体制づくりの機能について、新たに加算等により評価。

就労継続支援における賃金・工賃の向上

(1) 就労継続支援A型の平均労働時間に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、1日の平均労働時間に応じた報酬設定とする。
- 労働時間が長いほど、利用者の賃金増加につながることや、支援コストがかかると考えられるため高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

改定前	1日の平均労働時間	基本報酬
584単位	7時間以上	615単位
	6時間以上7時間未満	603単位
	5時間以上6時間未満	594単位
	4時間以上5時間未満	586単位
	3時間以上4時間未満	498単位
	2時間以上3時間未満	410単位
	2時間未満	322単位

- 平均収支差率 +14.8% (平成28年度決算)
- 利用者の1日の労働時間は、4時間以上5時間未満が最多

(2) 就労継続支援B型の平均工賃に応じた報酬見直し

- 基本報酬については、定員規模別の設定に加え、平均工賃月額に応じた報酬設定とする。
- 工賃が高いほど、自立した地域生活につながることや、生産活動の支援に労力を要すると考えられることから、高い報酬設定とし、メリハリをつける。

改定後の新基本報酬 <人員配置 7.5 : 1 定員20人以下>

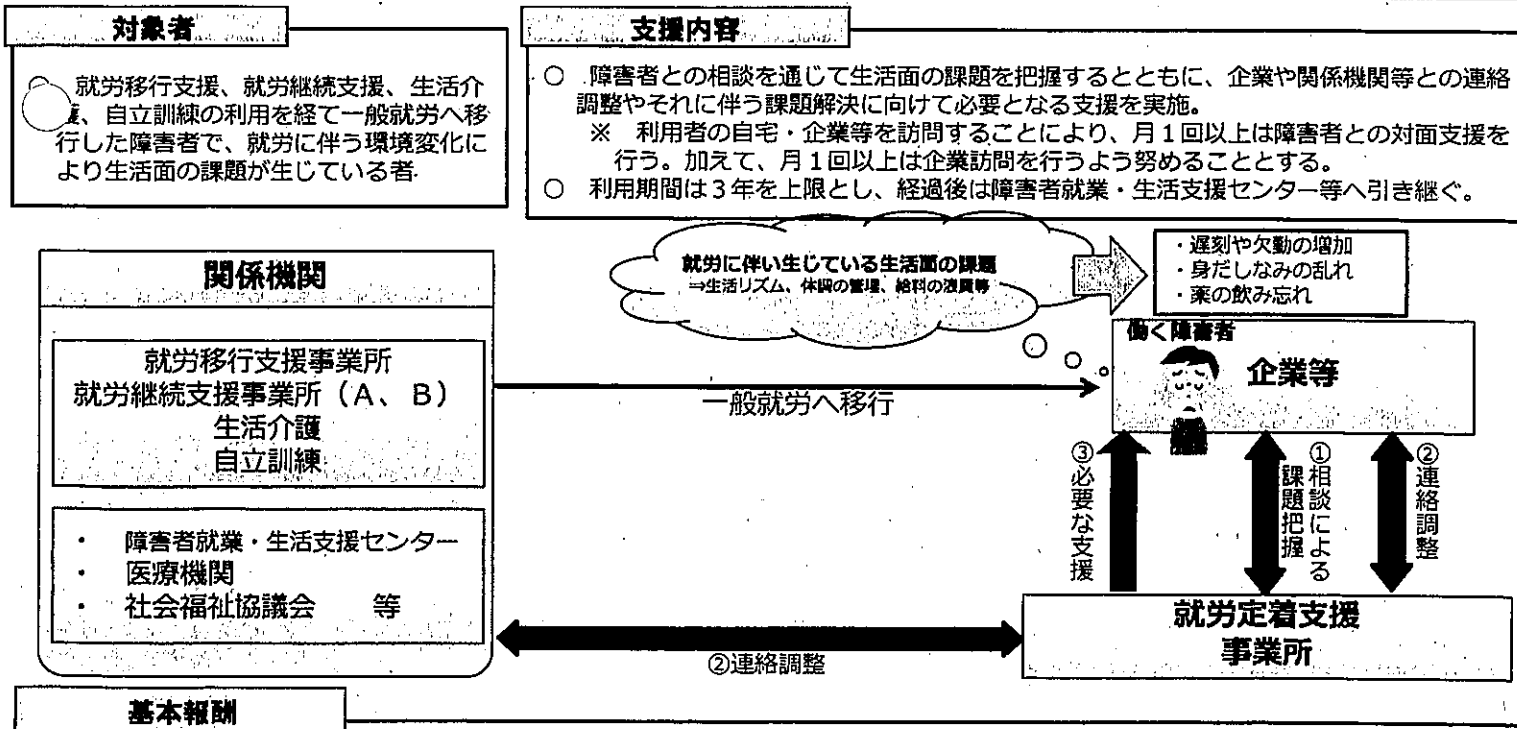
改定前	平均工賃月額	基本報酬
584単位	4.5万円以上	645単位
	3万円以上4.5万円未満	621単位
	2.5万円以上3万円未満	609単位
	2万円以上2.5万円未満	597単位
	1万円以上2万円未満	586単位
	5千円以上1万円未満	571単位
	5千円未満	562単位

- 平均収支差率 +12.8% (平成28年度決算)
- | | 平均工賃月額 |
|-----|---------|
| 全体 | 15,033円 |
| 中央値 | 12,238円 |

10

「就労定着支援」の報酬の設定

- 就労移行支援等を利用し、一般就労に移行した障害者の就労に伴う生活上の支援ニーズに対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを新たに創設する（「就労定着支援」）。



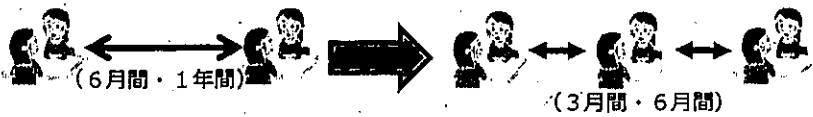
- 就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち就労定着者数の割合）に応じた基本報酬を設定。
 就労定着支援サービス費 3,200単位/月（就労定着率9割以上）※
 ※ 利用開始後1年目は更に240単位を加算

計画相談支援・障害児相談支援における質の高い事業者の評価

資料⑤

① モニタリング実施標準期間の見直し

- 支援の必要性の観点から標準期間の一部を見直し、モニタリングの頻度を高める。



例：

- 状態の変わりやすい居宅介護利用者 6月→3月
- 障害者支援施設入所者 1年→6月 等

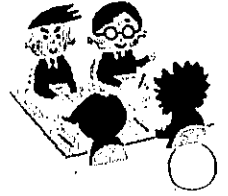
② 相談支援専門員1人あたりの標準担当件数の設定

- サービスの質の標準化を図る観点から、1人の相談支援専門員が担当する一月の標準担当件数（35件）を設定。

③ 特定事業所加算の見直し

- 相談支援専門員等の手厚い配置等を評価する特定事業所加算を、支援の質の向上と効率化を図るために拡充。

特定事業所加算 300単位/月	➔	特定事業所加算 (I) 500単位/月 特定事業所加算 (II) 400単位/月 等
-----------------	---	---



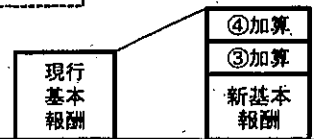
④ 高い質と専門性を評価する加算の創設

- 質の高い支援を実施した場合に、支援の専門性と業務負担を評価。
(初回加算、入院時情報連携加算、退院・退所加算、サービス担当者会議実施加算等7項目)

- 初回加算 300単位/月
- 入院時情報連携加算 (I) 200単位/月 等

⑤ 計画相談支援の基本報酬の見直し

- 上記①～④の見直しを踏まえ、一定程度適正化。



12

送迎加算の見直し

1. 加算単位の見直し

- 加算の基本部分について、自動車維持費の低下等を踏まえた適正化を図る。

	(現行)	➔	(改定後)
送迎加算 (I)	27単位/回		21単位/回
送迎加算 (II)	13単位/回		10単位/回

※ 現行単位を設定した平成24年と比べて燃費は向上。自動車維持費も低下 (15,600円→11,800円 ; ▲24.4% (月額民間調査))。

- 生活介護においては、重度者を送迎した場合の更なる加算について、2人での介護など手厚い支援が必要なことを踏まえ、引き上げる。

	(現行)	➔	(改定後)
	14単位/回		28単位/回

2. 同一敷地内送迎の適正化

- 同一敷地内の事業所への送迎については、現行の加算単位より30%減算する。

※ 全体の1/3程度の送迎が同一敷地内で行われている。



3. 就労継続支援A型及び放課後等デイサービスの送迎加算の見直し

- 就労継続支援A型については、自ら通うことが基本であることを再度徹底。
- 放課後等デイサービスについては、障害児の自立能力の獲得を妨げないように配慮するよう通知。

平成29年12月までの計画相談実績

(別紙1)

都道府県名 沖縄県

- ※1 平成29年12月末の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）
 ※2 平成29年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数。介護保険法のケアプランにより支給要否決定を行っている者についても作成済人数に含む。）
 ※3 平成29年12月末の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）
 ※4 平成29年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）
 なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				障害児通所支援分			
		障害福祉サービス受給者数 a' (※1)	計画作成済み人数 b' (※2)	そのうちセルフプラン	達成率 b'/a' (%)	障害児通所支援受給者数 c' (※3)	計画作成済み人数 d' (※4)	そのうちセルフプラン	達成率 d'/c' (%)
	(合計)	6,912	6,845	147	99.0%	5,438	6,434	51	100.0%
1	那覇市	1,662	3,829	33	99.1%	1,172	1,172	0	100.0%
2	宜野湾市	919	918	7	99.9%	538	538	1	100.0%
3	石垣市	570	570	3	100.0%	111	111	1	100.0%
4	浦添市	1,424	1,424	0	100.0%	605	605	16	100.0%
5	名護市	573	573	76	100.0%	182	182	16	100.0%
6	糸満市	683	663	0	100.0%	258	258	0	100.0%
7	沖縄市	2,055	2,055	9	100.0%	532	532	7	100.0%
8	豊見城市	548	548	2	100.0%	237	237	4	100.0%
9	うるま市	1,739	1,733	0	99.7%	511	511	0	100.0%
10	宮古島市	709	709	6	100.0%	113	113	0	100.0%
11	南城市	412	412	0	100.0%	125	125	1	100.0%
12	国頭村	70	50	1	71.4%	2	1	0	50.0%
13	大宜味村	60	60	0	100.0%	0	0	0	0.0%
14	東村	41	41	0	100.0%	2	2	0	100.0%
15	今帰仁村	146	144		98.6%	30	30		100.0%
16	本部町	185	185	7	100.0%	28	28	4	100.0%
17	恩納村	91	91	0	100.0%	29	29	0	100.0%
18	重野座村	52	52	0	100.0%	38	38	0	100.0%
19	金武町	200	200	0	100.0%	69	69	0	100.0%
20	伊江村	64	64	2	100.0%	2	2	0	100.0%
21	読谷村	358	358	0	100.0%	116	116	1	100.0%
22	嘉手納町	186	186	0	100.0%	52	52	0	100.0%
23	北谷町	330	330	0	100.0%	120	120	0	100.0%
24	北中城村	139	139	0	100.0%	58	58	0	100.0%
25	中城村	210	210	0	100.0%	69	69		100.0%
26	西原町	402	401	0	99.8%	127	127	0	100.0%
27	与那原町	193	192	0	99.5%	69	69	0	100.0%
28	南風原町	355	355	0	100.0%	143	143	0	100.0%
29	渡嘉敷村	5	5	0	100.0%	1	1	0	100.0%
30	座間味村	3	3	0	100.0%	4	4	0	100.0%
31	粟国村	8	8		100.0%	0	0		
32	渡名喜村	4	4	0	100.0%	0	0	0	0.0%
33	南大東村	7	5	0	71.4%	0	0	0	
34	北大東村	0	0			0	0		
35	伊平屋村	8	8	0	100.0%	3	3	0	100.0%
36	伊是名村	21	21	0	100.0%	1	1	0	100.0%
37	久米島町	65	65	0	100.0%	1	1	0	100.0%
38	八重瀬町	389	389	1	100.0%	85	85	0	100.0%
39	多良間村	3	3		100.0%	0	0		
40	竹富町	28	28	0	100.0%	2	1	0	50.0%
41	与那国町	15	14		93.3%	1	1		100.0%

⑥障害者相談支援事業の実施状況等（平成29年4月1日時点） ※括弧書きは前年度数値

1 障害者相談支援事業（市町村）

- ① 全市町村が事業を実施している（平成28年度も同様）。
- ② 実施方法は、直営のみが20%（29%）、委託を含む市町村が80%（71%）
- ③ 実施方法について、全市町村が3障害に対応している（平成28年度も同様）。
- ④ 対応日・時間について、24時間対応は7%（12%）、24時間365日対応は2%（2%）

2 地域生活支援事業（居住サポート事業、成年後見制度利用支援事業）（市町村）

- ① 居住サポート事業は24%（17%）が実施
- ② 成年後見制度利用支援事業は56%（59%）が実施

3 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所等（平成29年4月1日時点）

- ① 指定特定・指定障害児相談支援事業所数は160（136）事業所
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は26%・42事業所（21%・29事業所）
- ② 指定一般相談支援事業所数は43（36）事業所。
このうち市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている事業所（委託相談支援事業所）は56%・24事業所（44%・16事業所）。
- ③ 指定特定・指定障害児・指定一般相談支援事業所に配置されている相談支援専門員（相談支援士）の数は312（260）人。
- ④ 平成18年度から平成28年度までの間の相談支援従事者初任者研修（5日間過程）の修了者は、1,524人である。
- ⑤ 上記実績から、相談支援専門員の定着率は、20.5%である。

4 相談支援従事者初任者研修

平成18年度から平成28年度までの間の、相談支援従事者初任者研修等修了者の合計は、4,136人である。

5 自立支援協議会

現在、市町村の85%（35市町村）が設置
そのうち14%・5市町村が平成28年度中に協議会・定例会を開催できていない（平成27年度は、18%・6市町村）。

6 相談支援体制整備事業について

- ① 全国で、77%・36都道府県（79%・37都道府県）が事業を実施しており、1都道府県あたりの平均人数は11.0名（10.1名）である。
- ② 沖縄県では、圏域ごとに1名ずつアドバイザーを配置している。

7 基幹相談支援センターについて

- ① 全国で30%（27%）にあたる518市町村・544箇所（469市町村・534箇所）が設置
そのうち、委託による設置は82%（84%）
- ② 県内の設置市町村は、17%・7市町村（22%・9市町村）である。
そのうち、委託による設置は29%（44%）